

平成29年第4回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正されたことに伴い、非常勤職員の子が保育所に入所できない等の場合に、非常勤職員は子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）

公布 平成29年3月31日 施行 平成29年10月1日

2 目黒区公契約条例

(1) 制定内容

公契約（区が締結する請負契約、業務委託契約及び公の施設の管理に関する協定をいう。以下同じ。）の方法及び履行に係る基本的な方針等を定め、労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図る。

ア エ及びカからコまでに定める事項の適用範囲を次のように定める。

(ア) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約

(イ) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約のうち、規則で定めるもの

(ウ) 協定のうち、規則で定めるもの

イ 公契約の方法及び履行に係る基本的な方針を定める。

ウ 公契約に関する施策を効果的に推進するため、区及び受注者の責務を定める。

エ 受注者及び受注関係者は、労働報酬下限額(※)以上の報酬を支払わなければならない。

オ 区長は、公契約の種類に応じ、それぞれの事情を勘案して、労働報酬下限額を定める。

カ 受注関係者が労働報酬下限額以上の報酬を支払えないときは、受注者は、連帯して報酬を支払わなければならない。

キ 労働者等に支払われるべき報酬が労働報酬下限額未満のときは、労働者等は、区長又は受注者若しくは受注関係者に申出をすることができる。

ク 上記キの申出があったときは、区長は、受注者又は受注関係者に対し、報告等の要求又は立入調査をすることができる。

ケ 受注者又は受注関係者が条例に違反していると認めるときは、区長は、受注者又は受注関係者に対し、是正措置を講ずることを求める。

- コ 上記ク又はケに正当な理由なく応じないときは、区は、公契約を解除することができる。
- サ 区長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、目黒区公契約審議会を置く。

(2) 施行期日

ア 上記(1)アからエまで及びカからコまで 平成30年10月1日

イ 上記(1)オ及びサ 平成30年2月1日

- (※) 労働報酬下限額・・・農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価その他の事情を勘案して区長が定める労働者等に対して支払われるべき1時間当たりの労務の対価の下限の額

3 目黒区三田地区店舗施設条例を廃止する条例

(1) 内容

目黒区三田地区店舗施設を廃止する。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

4 目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)の法律により公営住宅法(昭和26年法律第193号)が改正されたことに伴い、使用者が認知症である者等(※)で収入の報告が困難であると認める場合に収入報告義務を免除する。

イ 引用する法令の条番号のずれに係る規定整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 平成30年4月1日

イ 上記(1)イ 公布の日

(3) 参考

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)

公布 平成29年4月26日 施行 平成29年7月26日

- (※) 認知症である者等・・・認知症である者、知的障害者、精神障害者及びこれらに準ずる者をいう。

5 目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)の法律の施行に伴い、使用者の同居者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合に、使用者の資格条件のうち収入要件を緩和する。

イ 上記4(1)アと同様に、使用者が認知症である者等で収入の報告が困難であると認める

場合に収入報告義務を免除する。

ウ 上記4(1)イと同様に、引用する法令の条番号のずれに係る規定整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア及びウ 公布の日

イ 上記(1)イ 平成30年4月1日

(3) 参考

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律
(平成29年法律第24号)

公布 平成29年4月26日 施行 平成29年10月25日

6 目黒区立区民住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

借上げの期間が満了することに伴い、次の区民住宅を廃止する。

ア 目黒区立プラトー青葉台

廃止する施設の名称	位置	種別	
目黒区立プラトー青葉台	東京都目黒区青葉台 一丁目14番10号	一般用住宅	借上げ

イ 目黒区立グロリア学芸大

廃止する施設の名称	位置	種別	
目黒区立グロリア学芸大	東京都目黒区鷹番一 丁目5番5号	一般用住宅	借上げ

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 平成30年1月1日

イ 上記(1)イ 平成30年3月1日

7 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長等の給料等の額を改定する。

ア 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正(第1条)

(ア) 期末手当の増額 (単位:月)

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.55	<u>1.60</u>
12月	1.55	<u>1.60</u>
計	3.35	<u>3.45</u>

(イ) 給料の額の増額

職名	現行	改正後
区長	1,060,000円	<u>1,061,000円</u>
副区長	848,000円	<u>849,000円</u>

イ 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

(7) 期末手当の増額 (単位：月)

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.50	<u>1.55</u>
12月	1.55	<u>1.60</u>
計	3.30	<u>3.40</u>

(イ) 議員報酬の額の増額

職名	現行	改正後
議長	906,000円	<u>907,000円</u>
副議長	793,000円	<u>794,000円</u>
委員長	658,000円	<u>659,000円</u>
副委員長	628,000円	<u>629,000円</u>
議員	598,000円	<u>599,000円</u>

ウ 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第3条）

給料の額の増額

職名	現行	改正後
教育長	742,000円	<u>743,000円</u>

エ 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

給料等の額の増額

区分		現行	改正後	
識見を有する者	常勤	代表監査委員	630,000円	<u>632,000円</u>
		その他の監査委員	610,000円	<u>612,000円</u>
	非常勤	代表監査委員	332,000円	<u>333,000円</u>
		その他の監査委員	312,000円	<u>313,000円</u>

(2) 施行期日

平成30年1月1日

8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 給料表の改定

公民較差（526円、0.13%）を是正するため、改定する。

イ 勤勉手当の増額

(7) 平成29年12月支給分

・一般職員 (単位：月)

	12月		増額
	現行	改正後	
一般	0.9	<u>1.0</u>	0.1

管理職	1. 1	<u>1. 2</u>	0. 1
-----	------	-------------	------

・再任用職員 (単位：月)

	1 2月		増額
	現行	改正後	
一般	0. 4 2 5	<u>0. 4 7 5</u>	0. 0 5
管理職	0. 5 2 5	<u>0. 5 7 5</u>	0. 0 5

(イ) 平成30年度以降

・一般職員 (単位：月)

	6月		1 2月		増額
	現行	改正後	現行	改正後	
一般	0. 9	<u>0. 9 5</u>	0. 9	<u>0. 9 5</u>	0. 1
管理職	1. 1	<u>1. 1 5</u>	1. 1	<u>1. 1 5</u>	0. 1

・再任用職員 (単位：月)

	6月		1 2月		増額
	現行	改正後	現行	改正後	
一般	0. 4 2 5	<u>0. 4 5</u>	0. 4 2 5	<u>0. 4 5</u>	0. 0 5
管理職	0. 5 2 5	<u>0. 5 5</u>	0. 5 2 5	<u>0. 5 5</u>	0. 0 5

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア及びイ(ア) 公布の日

- ・ア 平成29年4月1日から適用
- ・イ(ア) 平成29年12月1日から適用

イ 上記(1)イ(イ) 平成30年4月1日

10 目黒区長等の給料の特例に関する条例

(1) 制定内容

平成30年1月1日から同月31日までの間、区長及び副区長の給料月額を30%減額する。

(2) 施行期日

平成30年1月1日

第2 指定管理者の指定

1 目黒区区民斎場の指定管理者の指定について

(1) 施設の名称

目黒区セレモニー目黒

(2) 指定する団体

株式会社日比谷花壇

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2 目黒区立体育施設の指定管理者の指定について

(1) 施設の名称、指定する団体及び指定の期間

施設の名称	指定する団体	指定の期間
目黒区立中央体育館	特定非営利活動法人目黒体育協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
目黒区立目黒区民センター体育館 目黒区立目黒区民センタープール 目黒区立目黒区民センター庭球場	ミズノグループ	
目黒区立駒場体育館 目黒区立駒場プール 目黒区立駒場庭球場・ゲートボール場	株式会社オーエンス	
目黒区立碑文谷体育館 目黒区立碑文谷野球場 目黒区立碑文谷庭球場	特定非営利活動法人スポルテ目黒	
目黒区立八雲体育館 目黒区立宮前公園庭球場	シンコースポーツ株式会社	
目黒区立砦サッカー場 目黒区立砦野球場	協栄・目黒体育協会グループ	

3 目黒区立保育所の指定管理者の指定について

(1) 施設の名称

目黒区立目黒保育園

(2) 指定する団体

社会福祉法人和泉福社会

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206